

令和7年度第1回北区子ども・子育て会議 次第

日時：令和7年7月15日（火）18時30～

場所：北とぴあ14階スカイホール

1 開会

2 子ども・子育て施策等に関する報告事項

- （１）物価高騰の影響を特に受けるひとり親家庭へのおこめ券支給について
- （２）山形県戸沢村との子どもの交流事業の実施内容について
- （３）第1子保育料の無償化について
- （４）ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の拡大について
- （５）尾久駅前自転車駐車場の一部を活用した北区民設子育てひろばの開設について
- （６）在宅子育て家庭を対象にした託児・食事会付き講座の実施について

3 その他

4 閉会

【資料一覧】

資料 No.	資料名	配付区分
資料1	物価高騰の影響を特に受けるひとり親家庭へのおこめ券支給について	事前送付
資料2	山形県戸沢村との子どもの交流事業の実施内容について	//
資料3	第1子保育料の無償化について	//
資料4	ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の拡大について	//
資料5	尾久駅前自転車駐車場の一部を活用した北区民設子育てひろばの開設について	//
資料6	在宅子育て家庭を対象にした託児・食事会付き講座の実施について	//
参考資料	委員名簿・事務局名簿・座席表	//

【事務局】子ども未来課子ども未来係 梅村・曽根
メール：kosodate-ka@city.kita.lg.jp
電話：03-3908-9097

子ども・子育て会議資料
令和 7 年 7 月 15 日
子ども未来部子ども未来課

物価高騰の影響を特に受けるひとり親家庭へのおこめ券支給について

1 要 旨

食費等の物価高騰の影響を特に受けるひとり親家庭に対する生活支援を行うため、児童 1 人あたり 4, 400 円分のおこめ券を支給し、生活支援を行う。

2 事業概要

(1) 対 象

令和 7 年 5 月分の児童育成手当に係る支給の決定をした者のうち、同年 6 月 1 日時点において区内に住所を有するもの

(参考：令和 6 年度末時点：2, 414 人)

(2) 支援内容

全国米穀販売事業共済協同組合が発行する全国共通おこめ券を児童 1 人あたり 4, 400 円分 (440 円分/枚×10 枚) 支給する。

3 今後の予定

令和 7 年 8 月末 おこめ券の支給 (郵送)

子ども・子育て会議資料
令和 7 年 7 月 15 日
子ども未来部子ども未来課

山形県戸沢村との子どもの交流事業の実施内容について

1 概 要

区は、「東京都北区と山形県戸沢村の友好関係の構築と地域における子どもたちへの支援の促進に係る農産物等寄付についての申合せ」(令和 5 年 12 月 20 日取交し)に基づいて、戸沢村から米の寄付を受け、区内の子ども食堂等において活用する等、戸沢村との友好関係を深めてきたところである。

令和 7 年 5 月 1 日には、「東京都北区と山形県戸沢村との子どもの交流事業の実施に関する覚書」を締結し、今年度、戸沢村において子どもたちが非日常の自然体験や様々な社会体験と人的交流を行う子どもの交流事業を実施することとした。今般、実施内容等が決まったので報告する。

2 山形県戸沢村との子どもの交流事業の概要

(1) 期間

令和 7 年 8 月 3 日(日)～同月 5 日(火)(2泊3日)

(2) 実施内容(予定)

最上川舟下り、野菜収穫体験、地元の子どもたちとの交流、農家民宿への宿泊、歴史センター見学

(3) 参加予定児童

区内の子ども食堂に通う児童 9 名

3 今後の予定

令和 7 年 7 月中旬 保護者等へ事前説明会

子ども・子育て会議資料
令和 7 年 7 月 1 5 日
子ども未来部保育課

第 1 子保育料の無償化について

1 要 旨

東京都は令和 7 年 9 月から補助制度である保育所等利用多子世帯負担軽減事業（以下「本事業」という。）（新事業名：保育所等利用世帯負担軽減事業）の対象を拡大し、望む人が安心して子供を産み育てることのできる環境づくりを推進するため、第 1 子の保育料を無償化することとした。

ついては、北区においても本事業拡大の趣旨に則り、第 1 子保育料無償化を実施する。そのため、東京都北区保育料等徴収条例の一部改正を行う。

2 現 況（経過等）

国の保育料無償化に併せ、東京都では、令和元年 10 月から都独自の多子世帯負担軽減施策である本事業を開始し、収入や第 1 子の年齢にかかわらず、保育所等を利用する全ての児童について、保育料を第 2 子は半額、第 3 子以降は無償とした。

また、東京都は令和 5 年 10 月から、本事業の対象を拡大して第 2 子の保育料を無償化し、それに伴い第 2 子保育料の保護者負担分について全て補助対象とした。

今般、東京都は少子化対策については一刻の猶予もないとして、本事業を拡大し、それに伴う第 1 子保育料の保護者負担分について全て補助対象とすることとした。

3 改正の概要

（1）第 1 子保育料無償化

都の補助制度を活用し、収入や年齢にかかわらず、保育所等を利用する全ての児童について、第 1 子の保育料を無償とする。

① 保育所等利用世帯負担軽減事業

ア 対象施設：認可保育所、認定こども園、地域型保育事業 等

イ 対象経費：保育料の負担軽減に要する経費、システム改修費等（令和 7 年度に限る）

ウ 負担割合 私立：都 10/10
 公立：都 1/2 区市町村 1/2

② イメージ図

	第3子以降		第2子		第1子
	第1子が就学前	第1子が小学生以上	第1子が就学前	第1子が小学生以上	就学前
国の制度	無償化	保護者負担1/2	保護者負担1/2	全額保護者負担	全額保護者負担
現状の都制度	無償化				全額保護者負担
都制度の拡大（R7/9月～）	無償化				

③ 対象児童数：2,039人（令和7年4月時点）

【内訳】

	0歳	1歳	2歳	合計
公立保育所	175人	413人	423人	1,011人
私立保育所	134人	331人	399人	864人
地域型保育事業	28人	70人	66人	164人
合計	337人	814人	888人	2,039人

子ども・子育て会議資料
令和 7 年 7 月 1 5 日
子ども未来部 保育課
子ども未来部子どもわくわく課
福祉部 障害福祉課

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の拡大について

1 要 旨

本事業は、保護者がベビーシッターを利用した利用料について、その費用の一部を補助することで保護者の多様なニーズに応えるとともに、ベビーシッターを安心して利用できる環境を整備することを目的とした制度であり、東京都の補助を受け実施している。

この度、令和 7 年度から東京都の補助内容が拡大されることに伴い、本事業を拡大する。

2 事業内容（現行）

- （１）対 象 者

未就学児の保護者
 - ・ 保育施設の利用、保育認定の有無は問わない
 - ・ 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とする方（幅広い理由で利用可）
 - ・ ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方（ベビーシッターと家庭内で一緒に保育することで、子育ての不安の解消を図る）
- （２）補 助 基 準 額

ベビーシッターの利用時間 1 時間当たり 2,500 円
夜間利用の場合は、1 時間当たり 3,500 円
※東京都補助率：10／10
- （３）利用上限時間

児童一人当たり年度 144 時間
多胎児の場合は、児童一人当たり年度 288 時間
- （４）対 象 利 用 料

保育サービス提供対価（税込）
 - ・ 保育場所は問わない
 - ・ 入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代の実費、家事援助等は対象外
- （５）対 象 事 業 者

東京都が定める認定事業者
- （６）利 用 実 績（令和 3 年度事業開始）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数	307 人	623 人	890 人	1,109 人
補助対象時間	13,573 時間	31,609 時間	48,574 時間	64,363 時間

3 拡大内容 ※令和7年4月利用分から対象

(1) 対象者の拡大

対象者に小学生 1～6 年生の障害児の保護者を追加

※障害児の小学生分も含め保育課にて申請受付

※障害児の資格は障害者手帳及び障害児通所支援に係る受給者証にて確認

(2) 利用上限時間の拡大

未就学児のひとり親及び障害児の保護者の利用上限時間が、児童一人当たり年度 288 時間へ拡大

4 今後の予定

令和7年7月～ 北区ホームページ等で周知
(4月利用分から対象)

子ども・子育て会議資料
令和 7 年 7 月 15 日
出産・子育て支援担当部 出産・子育て支援担当課

尾久駅前自転車駐車場の一部を活用した北区民設子育てひろばの
開設について

1 要 旨

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とした「北区民設子育てひろば」を令和6年7月から2箇所で開催している。
今年度、尾久駅前自転車駐車場内にある尾久駅前観光PRコーナー（令和7年3月末閉鎖）跡地を活用して3箇所目の民設子育てひろばを開設する。

2 内 容

令和7年7月から尾久駅前観光PRコーナー跡地の改修工事を行う。工事と並行して、プロポーザル方式に準じた公募により子育てひろばの運営事業者を選定し、事業運営に必要な改修工事を行った後、令和8年2月から運営を開始する。

3 今後の予定

令和7年 7～11月 区による改修工事
7～10月 事業者選定
（公募説明会、書類審査、ヒアリング等）
11～2月 事業者による改修工事
令和8年 2月 運営開始

令和7年						令和8年		
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
改修工事								
事業者選定				事業者改修工事			運営開始	

〔参考〕北区民設子育てひろば運営状況

令和 6 年 7 月から運営開始

(1) いろむすび親子ひろば

運営事業者： NPO 法人彩結び

所 在 地： 北区中十条 4-17-1

開 所 日 数： 週 3 日

(2) ほっこり～の北赤羽

運営事業者： NPO 法人子育てママ応援塾ほっこりーの

所 在 地： 北区赤羽北 2-31-16

開 所 日 数： 週 5 日

子ども・子育て会議資料
令和 7 年 7 月 15 日
出産・子育て支援担当部・出産・子育て支援担当課

在宅子育て家庭を対象にした託児・食事会付き講座の実施について

1 要 旨

イヤイヤ期を迎える子どもを在宅で子育てをしている保護者の心理的な負担軽減と孤立防止のため、託児付き講座で一時的に子どもと離れる「自分時間」を創出するとともに、講座後に参加者による食事会を開催し、子育ての悩みや不安の解消及び子育て世帯の交流を促進する。

在宅子育て家庭を対象にした食事会の開催は北区で初めての試みであり、区内で子育て支援を行っている団体への委託により実施する。

令和7年度はモデル事業として年4回実施を予定しており、第1回の開催内容について報告する。

2 内 容

- (1) 開催日時 令和7年6月18日(水) 10:00~13:00
- (2) 開催場所 いろむすび café
(北区中十条四丁目17番1号 コトニア赤羽1階)
運営：NPO 法人彩結び
- (3) 対 象 令和7年4月1日時点で2歳になる子どもを在宅で
育てる母親(※)とその子ども
- (4) 定 員 親子20組(抽選)
- (5) 参 加 費 無料
- (6) 開催内容 ①リフレッシュ骨盤セルフケア講座：1時間15分
②食事会：1時間45分(最初の30分は母親のみで食事をして
交流を図り、その後子どもと合流して一緒に食事をする)
- (7) 申込方法 LoGo フォームにより申込受付

※4回のうち1回は父親とその子どもを対象にして育児支援を図る予定

3 今後の予定

託児・食事会付き講座は四半期ごとに開催予定